

# 自治研月報 かながわ

7 1978  
Vol.13

現代地方自治講座  
職場自治研活動報告



神奈川県地方自治研究センター



第2回定期総会であいさつする 新田俊三 代表理事

## もくじ ◈CONTENTS

# 自治研月報 かながわ

7 1978 現代地方自治講座  
Vol.13 職場自治研活動報告



|                             |  |
|-----------------------------|--|
| 現代地方自治講座                    |  |
| 地方自治制度の視点一連載第1回—            |  |
| 成蹊大学教授 佐藤竺 ..... 3          |  |
| 職場自治研活動報告                   |  |
| スライド「きれいな町に」ごみを考える ..... 8  |  |
| 横浜市從環境事業支部保土ヶ谷班             |  |
| 会員の声 ..... 1                |  |
| かながわの自治体のうごき ..... 12       |  |
| シンポジウム〈地方の時代〉を傍聴して ..... 14 |  |
| 自治研センター事務局                  |  |
| 今月の統計から ..... 15            |  |
| 編集後記 ..... 16               |  |

# 現代地方自治講座

## 地方自治制度の視点

連載第1回

成蹊大学教授

佐 藤

竺

(地方自治総合研究所研究員)

### 第 1 地 方 自 治 制 度 の 歷 史

#### 1. 地方自治法の誕生まで

##### 戦前の自治制度

地方自治法の歴史について簡単に振りかえって見ますと、日本の地方自治制度は、明治中期に確立したのが戦前の制度であります。これはドイツの制度をもってきました。基本的には、地方自治体というのは、国の制度の一環、下部機構という考え方であります。従って自治というものは非常に弱まっているわけです。このことは同時に、国民の自立性が弱かったことと照合しています。

いいかえますと地方自治は、地方自治体だけが強力な自治を確保をするということではありません。地方自治体の自治が強く確立する為には、広汎な国民・住民の間における自治が存在しておらなければなりません。

その場合住民が、自分の所属する団体における自治、あるいは地域における自治など、さまざまな自治が存在することによってはじめて地方自治

もまた、自治として保障されることになるわけあります。

国民の間の自治が広汎に存在しない場合の地方自治は形だけになってしまい、制度だけの公選の長、公選の議会になってしまいます。他面においては、財政が非常に厳しくて中央依存型をとらされることになりますと、そこでは地方自治を自治法がいくら保障しても根底からあやうくすることになってしまいます。

このような自治のなかった戦前の地方行政はあくまでも「行政」であり、国の権限から委任されて仕事をする、いわゆる「機関委任事務」だけがあつたにすぎません。

##### 戦後の第1次改革

地方自治制度の誕生した昭和22年、これは憲法の施行と同時に地方自治法が施行されたわけですが、その直前、昭和21年9月に第1次地方制度改革が行なわれています。これは従来の地方制度「県制・市制・町村制」この三つ制度をそのままの形で地方自治法になる前に既に第1次改正が行なわれました。

ひとによつては第1次改正の方がその後の地方

自治法の制定よりはもっと画期的であるといわれています。その最大の理由は「長の公選」であります。

「長の公選」は日本の地方自治にとって、晴天の霹靂がありました。戦後占領時期における改革のなかで、公選の長について、アメリカが言い出したのか日本が言い出したのかということで色々な推測があって、まだはっきりした事がつかんでいませんが、最近の説で、アメリカは長の公選に対して非常に消極的であった。むしろ日本の方から公選を持ち出したという意見があります。

このことは、現在の制度を考えますと非常に重要な柱になってきます。というのは、「公選の長」と「公選の議会」という両者の対応関係が、日本の地方自治制度30年の歴史に非常に大きな問題を投げたことです。例えば最近の市民参加と言うような問題ですが、「参加は議会に対してどういう関係があるのか」「公選の長の側から参加を拡充することは議会を弱める結果にはなりはしないのか」と。議会は戦前から戦後にかけて1回も日本では責任をとる体制になったことがないわけです。そうした状況のなかで参加の方法をとって、長と住民が直結していく形を展開していくと、議会を増増弱め、議会制民主主義を破壊することになりはしないか、という批判も出て来ます。

もう一つの問題は、公選の長は非常に力が強い。議会に比べて公選の長は、自治法の中でも一段と強力になり、昭和31年の改正の中で非常に強い権限を与えられました。

戦前から、行政権優位と言うことができていた日本の行政が、昭和31年の改正によっていっそ行政権・執行権を強めました。他方、議会の権限を弱め直接住民と結びつくということになると、執行権・行政権の専断と言いますか、独断専行にはなりはしないかという意見も出てくるわけです。

ともあれ、戦後の第1次改革で「首長の公選」が憲法や地方自治法の施行にさきだち決定されたことは、注目すべきことといえます。

## 2. 憲法上の地方自治の規定

昭和22年5月3日、憲法と地方自治法が同時に施行されました。戦前の憲法と比べ「戦争放棄」の第2章と「地方自治」の第8章、さらに「最高法規」の第10章が新しく加えられ、面目を一新したわけです。憲法については、現在改正しようという一部の動きもありますが、地方自治法についてはそういう声が聞かれません。そこで改めて地方自治法の基礎となる憲法上の規定をみてみましょう。

### 第92条 地方自治の基本原則

地方自治法は民主的な制度ということで評価されているわけですが、これは憲法の第8章の4カ条からなる地方自治についての条文を基礎にしているわけです。第92条は「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、これを定める」ことになっています。そうすると憲法41条で国権の最高機関であり、国の唯一の立法機関である国会といえども、無条件に地方自治に関する法律をつくるわけにはいかない。それは地方自治の本旨に基づいたものでなければ、法律としてつくれないことをいっているわけです。

### 第93条

#### 地方公共団体の機関、その直接選挙

93条は公選の長を置くことを決めています。本来ならば地方自治に基づく制度と言うものは、理論的には何も公選の長を置かなくともさしつかえないといえます。例えばイギリスの制度は、こうした制度はとっています。しかしながら日本の憲法の中で、地方自治体の条件として制定してあるにもかかわらず、東京の特別区の区長公選制を廃止することなどは、自治を否認することになります。そこで区長公選制復活運動という形で、昭

和40年まで展開されているわけです。また、公選の議会というものは、どういう機能を営むかということについては、非常にあいまいな規定しています。

#### 第94条 地方公共団体の権能

94条については、これまた色々な問題があります。行政を執行し事務を処理するといっています。行政を執行するということと事務を処理することは、どのような違いだろうかということになりそうです。実は行政というのは、戦前の考え方だと権力の発動だと考えられていました。その権力の発動としての行政を執行すると言うのは国の仕事である。したがって戦前の場合は、行政権の行使と言うものは国の機関であるものしかできなかつたわけです。

それでは知事は、どうであるかといえば、知事は国の任命でありますから、知事には行政執行権が与えられました。しかし、市町村長はどうかというと、独自の行政執行権をもたず、権力の発動はできませんでした。したがって市町村長の場合は、機関委任事務以外は認められず、この機関委任事務の思想が、今日まで尾をひいています。機関委任事務以外に行政の執行がないことから事務を処理すると言う形で行つてきました。ところが、憲法の中に国とならんで行政権を行使する資格が地方公共団体に保障されるようになります。

#### 第95条 特別法の住民投票

更に95条に重要な規定があります。それは特定の地方公共団体にのみ適用される特別立法です。例えば、横浜市なら横浜市だけ、神奈川県なら神奈川県だけ用される法律は、第41条でいう唯一の立法機関であり、国権の最高機関である国会が制定しても、それだけでは法律となりえないということです。その場合には、その地域の住民が投票して、過半数の賛成を得ない限り法律とすることができない、非常な厳しい自治の規定です。

### 日本国憲法

#### 第8章 地方自治

第92条【地方自治の基本原則】地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

第93条【地方公共団体の機関、その直接選挙】

- ① 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。
- ② 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

第94条【地方公共団体の権能】地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

第95条【特別法の住民投票】1の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

#### 3. 地方自治法の解釈をめぐって

私は、地方自治法を研究するなかで、問題点や解釈がいろいろある事がわかりました。そこで今回は、これまであまり取りあげなかった問題をひとつ出してみたいと思います。

地方自治法が日本の戦後の地方自治を発展させるのに大きな役割を演じたことは認めますが、しかしながら、地方自治法の規定が本当に民主的な地方自治を保障してきたかということです。

#### 第1条 この法律の目的

それは何かというと地方自治法の第1条は、昭和27年の法改正の時に入ってきたものです。昭和27年の法改正は、特別区の区長公選制を廃止した

り、警察を自治体から吸いあげたり、色々な事をやった時期であります。占領政策で行き過ぎたものを是正することに基づいて行ったとされています。いわゆる講和直後の自治法の改正として第1条が新たに加えられました。その第1条では、地方自治の本旨をうたいまして、憲法からあたかも受けた形になっています。しかし、実は民主化と能率化と言う言葉が並列にかかれて、民主化でいき過ぎたから能率化を考えるんだとして、実は民主化にある程度ブレーキをかけるために第1条を入れたということがあります。

もっと重要な事は、地方自治法と言うのは、第

1条においてはっきりと国民主権を掲げなければなりませんでした。住民の自治権、自治体に関する責任、責務といいますか、主権者としての権利と責任、これを明確にそこに規定すべきありました。ところが、はじめから規定されませんでした、規定されたとしても92条の規定を受けた非常にあいまいなものがありました。

## 第10条 住民の意義・権利義務

地方自治の本旨とは何かということで大きな論争があります。そこで第1条をどうすべきかということになります。自治法では第10条ではじめて

# 地方自治法（抜すい）

## 第1編 総則

第1条【この法律の目的】この法律は、地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。（昭和27法306本条追加）

第1条の2【地方公共団体の種類】① 地方公共団体は、普通地方公共団体及び特別地方公共団体とする。  
② 普通地方公共団体は、都道府県及び市町村とする。  
③ 特別地方公共団体は、特別区、地方公共団体の組合、財産区及び地方開発事業団とする。（昭和31法147、昭和38法99本項改正）

第2条【地方公共団体の法人格、事務、地方自治行政の基本原則】① 地方公共団体は、法人とする。  
② 普通地方公共団体は、その公共事務及び法律又はこれに基く政令により普通地方公共団体に属するもののみ、その区域内におけるその他の行政事務で国の事務に属しないものを処理する。（昭和22法169、

昭和27法306本項改正）

③ 前項の事務を例示すると、概ね次の通りである。  
但し、法律又はこれに基く政令に特別の定があるときは、この限りでない。（以下略）

## 第2編 普通地方公共団体

### 第1章 通則（省略）

### 第2章 住民

第10条【住民の意義、権利義務】① 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。  
② 住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分担する義務を負う。（昭和38法99本項改正）

第11条【住民の選挙権】日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の選挙に参与する権利を有する。（昭和25法101、昭和27法306本項改正）

住民が出てきます。前の条文は、地方公共団体の事務の事が書いてあったり、区域が書いてあったり、名称が書いてあり、住民についてふれられていません。地方自治の本旨とは住民自治と団体自治が結合したものだとよく言われます。そして、住民自治の方が基本だと言いながらも、地方自治法の規定では、残念ながら団体自治のことしか書かれていません。

第10条にふれられている住民についての規定は、残念ながら、非常に受身的に書かれています。何故かといいますと、ある市町村住所を有する人間はその市町村の住民とするまたは都道府県の住民とするとしか書いていません。これは、戦前の市制町村制をそのまま受けています。

理想的な地方自治法の考え方とは、第1条にそれぞれの市町村に有する人間は、その市町村たる地方公共団体、あるいは都道府県という団体を主権者として、主体的に責任をもって構成することを規定するべきであると考えます。ところが自治法は、受け身的にしか住民をとらえていません。そこに住んでいる人間は、本人が嫌だといっても、否応なしに住民にすると言っている。そしてもっぱら出てくるのが住所の認定です。この人間には住所があるかないか。その認定の問題しか出て来ません。もっとはっきり主権者としての地方自治体における住民の地位と言うものを第1条に掲げそして、自分の責任において自治体の政治や行政を運営するんだと言う事がはっきりかかなければなりません。

ところが10条の2項に書かれている住民の権利義務は何か。地方公共団体からサービスを受け、提供される権利とそれを負担する義務しか書かれていません。受身であり、受益者でしかなく、行政の主体としての住民はそこには存在していません。

### 第11条 住民の選挙権

11条では、政治に参与する権利と言うのがあります。ところが書かれているのは何にかというと、



講演する佐藤 竜教授

選挙権なんです。戦前から参政権イコール選挙権としか理解していないわけです。これは非常に狭い考え方ですね。これは間接民主主義の域にも達していないと言えます。何故ならば、選挙する事と参政する事とは必ずしも一致するものではありません。

モンテスキューは、参政権説をはじめてとなえた時、国民が下院を選挙する権利は認める。しかし選挙権は参政権ではないことをはっきりと言っているわけです。そういう形で国会を構成するその下院を選挙する権利は、4年に1度選挙をしてあとは奴隸だというふうになってしまうかもしれません。選挙権しか認めていないという解釈をするのは、住民参加・市民参加に対して批判をするわけで、議会の我々こそが代表であり、それ以外住民参加をやるのはけしからんという人は、我々が唯一の代表だから余計な事をするなといいます。

しかし、我々はもし憲法の基本的人権に関する諸条を受けているとすれば、先ほど申し上げましたとおり、自治法第1条で国民権に相当する地方自治体における主体的権利が書かれなければなりません。

(この講座は、77年11月に開かれた当地方自治研究センター主催の「現代地方自治講座」における佐藤先生の講演内容を事務局でまとめたものです。文責はすべて編集者にあります。)

# 職場自治研活動紹介

## スライド

## 「きれいな町に」ごみを考える

#### 住民のための清掃事業確立のために

## 自治労横浜市従業員労働組合

環境事業支部保土ヶ谷班

清掃事業は住民の日常生活に密着した行政サービスであり、今日の社会では住民の健康と生活を守るために自治体にとって不可欠の仕事となっています。

地方財政の危機下で、安あがり、合理化をねらって清掃事業の民間下請攻撃が生じています。

特に5月15日に出た自治省事務次官通達では、下請民営化を促進することを明記しています。このような清掃事業の下請民営化は、自治体労働者の首切り合理化であるばかりでなく、行政責任を回避した住民軽視の政策であるといわなければなりません。自治労では清掃直営化闘争にとりくみ、県下では横須賀市職労や横浜市従で清掃直営化闘争が果敢にとりくまれています。

こうしたなかで、横浜市従環境事業支部保土ヶ谷事務所班では、この清掃直営化闘争を職場段階でどのように具体化するのかの討議を続けました。「住民のための清掃事業はいかにあるべきか」ま

た住民との接触のなかで、従来行なわれていた「おはよう、こんにちは」運動を更に前進させる必要がある、という考え方たち、住民向けの「きれいな町にごみを考える」というスライドを作成しました。

このスライドは、住民のゴミ問題への考え方を改めさせ、日常の清掃作業を通じて、清掃労働者と住民による清掃事業確立をはかっていくという考え方で立っています。今後このスライドを使用して住民懇談会を行ない、清掃事業への理解を深め、またそのなかから生まれた住民要求を、清掃労働者の労働条件・清掃事業確立の要求とも結合して、市議会や国に向けて運動を強めていくことが期待できます。

以下の内容は、スライドの一部とそのシナリオです。職場自治研・地域自治研を前進させる参考資料として利用して下さい。



## 「きれいな町に」

### —ごみを考える—

(ナレーション)

皆さんのが毎日すてているゴミ、今日はゴミ収集車の一日を通じて紹介しましょう。

ここは、保土ヶ谷区星川町にある横浜市環境事業局の保土ヶ谷事務所です。私達の事務所では保土ヶ谷区内の全域5万3千世帯のゴミ処理を行ない、現在27台の収集車と90人余りの収集にたずさわる人達が、早く、きれいに、ていねいにの合言葉のもとに働いています。

最近、私達が調べた統計によりますと一世帯で1日に出るゴミの量は、およそ2.2キロ余りで、そのゴミの半分以上は、水分です。

そのゴミを1週間に2回、地域によっては3回の割合で収集しています。

ゴミ収集車の1日は、朝8時から始まります。乗務員の確認、ブレーキ等の点検、もうお馴染み

のメロディー（故郷の空）のオルゴールの点検などが終ると、各収集車は、皆さんの町へと出動となります。

収荷地点へ到着です。

前日の日から出されたゴミや、紙袋などに入れたゴミは、犬や猫などの恰好のエサとなり、くい散らかされてこのあり様です。

また夏場には、こうして散乱したゴミが悪臭を放ち衛生上にも好ましくありません。もう一つ大事な問題があります。ゴミ収荷地点の前にある家の人は、このような状態で、果して気持ち良く生活出来るものでしょうか、もしあなたの家の前がゴミの収荷地点になつたら、どうお考えでしょうか。

ポリ容器による収集は、色々なメリットがあるのですが、なかなか実行出来ないのが実状のようです。

ポリ容器による収集は、ちょっとみると難しそうですが、みなさんの協力で実現出来るもので、

④



⑤



⑥



⑦



⑧



⑨



町の衛生上や収集作業の効率化の上にも是非実施して欲しいと思っています。

ところで収集作業のもう一つの問題に、危険物の処理があります。ゴミの中にまじっているガラスや蛍光灯、又、重いゴミが入った容器は、私達収集にたずさわる者にとって、労働災害を引き起こす大変な問題となっているのです。

ゴミ収集車の後ろ部分をみても判るように、回転板と呼ばれる機械で、投入されたゴミは車の中にたまっていく仕組みになっています。この回転板が蛍光灯などを押しつぶし、その圧力で破裂し、収集作業にあたる人の目に入り、失明すると言うケースも珍しくありません。

焼鳥の竹グシ、窓ガラスなどが、ゴミの中に混入されているのに気付かないで、手を刺したりする事故もあとをたちません。

また、練炭の灰や電気掃除機のゴミなども水をかけないでおくと、収集する時に舞いあがって、私達を悩ませています。

今まで、お話をきたように、私達ゴミの収集にたずさわる者は毎日、危険にさらされていると

言っても言い過ぎではないのが現状なのです。

こうして集められたゴミは清掃工場へ運ばれてきます。

清掃工場は、ほとんどの部門にコンピューターが導入され、焼却の際出るエネルギーは、自家発電で温水プールや老人福祉センターに余熱利用しています。

ゴミの処理は、昔と違って、かなりの部門が機械化されています。しかし、どんなに機械化されても人間の生活がある以上は、ゴミはなくなりません。そしてそのゴミを集めるのはやはり人間の手によってなされるはずです。

私達、清掃事業に働く者は、きれいな町をつくり出していくためより多くの皆さんの意見を聞いて話し合いを重ねながら、横浜市の清掃行政を改善しようと努力しています。しかしやはり市民のみなさんの協力があってこそ、出来るもので、その時こそはきれいな町、住みよい健康的な町になるのではないでしょうか。

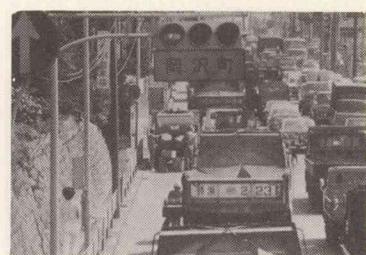
⑩



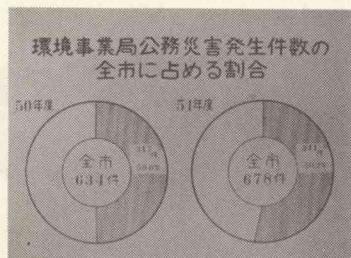
⑪



⑫



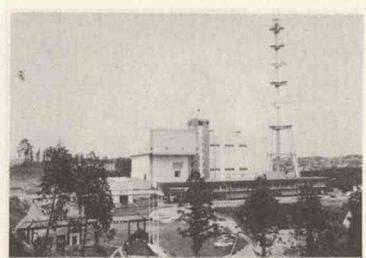
⑬



⑭



⑮



## 研究成果を生かす運動を

神奈川県職員 M

自治研センターが2年目を向え、着々と活動を進めていることを、長洲革新県政3年目の下での一県職員として大変嬉しく思います。

いま、長洲県政に「革新県政」としての真価が問われようとしている時期であるにもかかわらず、そう簡単には新たな政策を打ち出しえない状況があるだけに、自治研センターへの期待感も強まっているわけです。自治研センターには研究団体として当然なこととして、良い研究成果が求められますし、いま進められている「財政分析」も会員のみなさんの積極的な協力の下に多くの人々の共同作品として実ることを期待します。

それとともに、研究成果が行政と行政の運営にどう生かされるのか、そのためにはどのような手段が構じられるのかが、私の最大の関心事であります。

というのは、長洲知事誕生後間もなく県職員に対して実施された県政への提案募集が、県職員の期待感を反映し、従来の10倍を越える400余編もの応募がありました。それが、企業の生産性向上や能率向上のための提案制度と同様に優秀作に賞を与えるというパターンで進められ、その生かし方が審査する側あるいは各部局管理職の恣意にまかされる結果に終ったため、翌年は急激に応募も減少したという経験があります。また研究グループの育成が進められてはいるものの、一部管理者のなかにはそのような研究活動を進めたり、改革を提案する職員を敬遠し、排除する動きもあらわれました。「新神奈川計画」に関する「職員参加」も結局は同質の進め方でおわっています。

自治研センターとして「新神奈川計画」への意見書提示や「新神奈川構想」試案の提起は、県政の政策決定の基本的部分への積極的にかかわるものとして意義があると思います。問題はそれが県の計画策定をいかに盛り込ませ、発想を転換させることができたのかということです。むしろ、それは今後の課題でありましょうが、県の「新神奈川計画」策定を単にセレモニーに終わらせないために、常に点検活動を強める必要があると考えます。県に対する申入れに対して県

側が積極的な容認的回答をしたにしても、その実行は官僚的体質によって薄められてしまいます。県内部の行政運営はまだまだ保守的体質そのままであるといって過言ではありません。

研究成果を政策決定に生かすためには、研究活動以上のエネルギーをさくことが必要であり、それをセンターの組織的な運動として自治労の自治研活動と連携して進める必要があり、県職員の会員としても、会員相互の連携をつくり、県政を内部から少しづつ改革していく作業を続けることが必要であることを痛感しています。

## 地方交付税配分委員会の設置提案

川崎市 峰岸 是雄

「分権化」とはいかなる内容であるのか。例えば、地域面積などはどんな基準を持つのであろうか。地方自治センターの研究活動を注目している。

沖縄県を例にとれば、各自治体の面積人口ともにきわめて少ない。いわゆる「統合」あるいは「集中合併」の論理が力を持ちそうだ。私たちの市川崎でも、北部地区は東京のベッドタウンとなっており、東京都の労働力の再生産基地になっているのが実際である。東京都は税収入が入り、川崎市は環境整備に追われる。

いわゆる合併論は、もちろん住民自身が決めるべき問題であるが、川崎市の場合などはすでに住民の方は東京都民の意識にあり、行政より先んじているのが実際であろう。都市の機能分担と言えばそれまでだが、本来「自給自足」的な体制の方が住民意識なり、町づくりの有効性があるのではないか。

そこで、都市間問題は財政確立の問題でもある。東京を中心とする首都圏で財政配分を調整する機関があればと思う。今、ナショナル・ミニマムという言葉がある。全国的に生活レベルを確保するためには、交付税配分委員会などを全国の自治体から委員を出して決めたらどうか。そうすれば、自治体の財政力の差によって住民の受けるサービスの差も縮少するし、いわゆるミニマム以上のサービスを求めて自治・自主性も別の意味で生れてくると思う。

今こそ「自治と分権」の判る政治家が必要なのか?

# かながわの自治体のうごき

## 米軍機墜落事故

原因調査は不十分  
横浜市調査報告書で指摘  
弁護士会

米軍ジェット機が去年9月、横浜市緑区の宅造地に墜落して死傷者9人を出した事故について、横浜弁護士会人権擁護委員会（西山敦雄委員長ら35人）は27日、事故調査報告書をまとめた。その骨子は①原因の調査が十分でない②被災者に対する救済が適切でない、というもので、「日本政府は、対等の立場で国家の権利を主張せず、総じて国民の人権軽視の態度すらみられる」と、厳しく指摘している。

同委員会は、この報告書に要望書を添え、近く政府、米軍、警察など関係各機関に送り、適切な措置を強く求めることにしている。

（6／28朝日）

## 環境管理対策へ転換を 横浜市「公害との戦い」まとめる

横浜市公害対策局は4日、ことで5回目の「公害との戦い」(52年版)をまとめたが、この中で新しく「公害対策から環境管理対策への転換」を打ち出した点が注目される。

公害対策では数々の「横浜方式」を生んできた同市だが、今回の「公害との戦い」は過去5年間の総括編として位置づけ「従来の公害対策は、各種の発生源規制、公害健康新規対策、公害防止計画

かながわの自治体のうごき

の策定など、公害の進行をなんとか食い止めるといった応急措置時、対症療法対策であった」と分析している。（7／5 神奈川）

## 神奈川社説

### 川崎の「公害死」300人超す

川崎市の公害健康被害補償制度は45年にスタートしたが、その後8年半のうちに301人が死亡するという悲しい記録となった。認定患者総数に占める死亡率は7.8%と四日市市に次ぐ高率を示している。年齢的には60歳以上がほとんどで、20歳未満はわずか2%と、老人の死亡が目立っている。また死因ではゼンソク、慢性気管支炎など公害病による直接死因が間接死因を上回っている。そして年別の死者では51年と52年を除いては年々増加し、特にことは半年で37人が死亡し、去年1年間の46人に迫る勢いである。これらの傾向から見ると川崎の公害は全国的にも厳しく、その被害は住民の間にまだ深く根ざしている。

（7／6 神奈川）

## 窒素酸化物が減少

### 道路沿いで高濃度

### 52年度県臨海地区大気汚染

県臨海地区大気汚染調査協議会（県と横浜、川崎、横須賀3市で組織）は8日、52年度の汚染状況の調査結果をまとめたが、これによると川崎から横浜、横須賀にかけての窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）は51

年度までに比べて濃度が横パイか低減傾向にあること、ただし冬季に大気が安定し、上空に気温の高い逆転層があるときは窒素酸化物、オゾンといった汚染大気がベッタリと臨海地帯の上にはりついていること、などが示されている。（7／9 神奈川）

## 海岸近くに古代集落？

### 市教委、近く本格調査へ (小田原城出入り口)

先月中旬、小田原市南町の国指定史跡「小田原城早川口遺構虎口」の一部が宅造工事で破壊されたため市教委は周辺の試掘調査を進めているが、付近から古墳時代後期（6～8世紀前半）とみられる土器片多数が見つかった。市教委では大きな古代集落があったのではないかとみて近く本格調査に乗り出ことになったが、市内の海岸沿いではこれまで古墳時代の遺跡は見つかっていないため調査結果が待たれている。

この調査は国学院大学考古学資料館学芸員、金子皓彦氏によって「虎口」遺跡を裏付けようと今月上旬に行われた。（7／9 神奈川）

## 地域福祉活動モデル地区

### 3地区を初指定

### 県と県社協

県と県社会福祉協議会は10日、県下3地区を「地域福祉活動モデル地区」に指定した。地域住民が主体となったモデル地区の福祉活動を通して、県下各地域の福祉コミュニティづくりを推進するねらいで、この指定は今年度の新規事業。

## かながわの自治体のうごき

モデル地区として指定されたのは横須賀市衣笠第1地区（横須賀線衣笠駅周辺），平塚市富士見地区，相模原市上溝地区（旧上溝町全域）。いずれも，福祉について住民の理解が得られ，しかも住民の福祉活動への積極的な参加が期待される地域。

区域は，いずれも中学校区域程度で，指定期間は3年間。指定された地域では，地域住民，県，市，社会福祉協議会が一緒になって「福祉活動推進組織」をつくり，地域内の福祉活動を展開するとともに，福祉対象者の実態把握，今後の福祉活動の計画などを作成する。

（7／11神奈川）

### 名主造りなど20戸 次々と姿消していく旧家 厚木市が古民家調査まとめる

都市化の波や生活様式の変化などで昔懐かしいカヤぶき屋根の古民家が次々と消えているが，厚木市では市内に残っている古民家を記録，保存しようと50年から調査を進め，このほどその調査結果をまとめた「市文化財調査報告書・厚木の民家」を刊行した。

厚木地区は江戸，八王子，大山などをひかえ，古くから豪農，豪商，旧家も多く，古い形式の日本家屋も多かった。しかし，古い民家も改築などで次々と姿を消している。

このため市教委では，市文化財保護委員などの協力で「市古民家調査委員会」=鈴木茂会長，委員28人=を結成。現存する古民家の実態調査や建築様式の精密調査などに乗り出した。50年1月から約1年間の予備調査では，実態調査

が中心で現存する江戸中期から戦後間もないころまでに建築された約350戸を調査した。このうち250戸について「市文化財報告書・厚木の民家第一集」として刊行し，全戸の写真，平，断面図，建築年代，材料などを中心にまとめた。（7／11神奈川）

### 実質収支58億円の黒字 52年度県の一般会計決算

県の52年度一般会計決算が11日まとまった。実質収支で58億6千万円の黒字。歳入総額は5,998億2千万円，これに対する歳出総額は5,931億1千万円で，差し引き66億8千万円歳入が上回ったが，このうち53年度へ繰り越し事業財源として8億2千万円を充当したため，58億6千万円が実質収支の黒字額となった。この内容としては2月補正時に比べて県税増収が15億7千万円，節約による歳出減が19億7千万円あったなど。

51年度の実質収支は41億7千万円だったので，52年度の単年度収支としては16億8千万円の黒字。なお52年度末の県債残高は2,540億円で，県民1人当たり約38,000円の「借金」となっている。

（7／12神奈川）

### 食べ残しなぜ多い 大和市 給食めぐって講習会

大和市の市立中学校で学校給食に食べ残しが多いと問題になっているが，こうした学校給食の現状を理解するため「学校給食の母親講習会」が11日午後1時半から大和中学校そばの市栄養指導センターで始まった。講習会には市内の

小，中学校のPTA代表23人が参加，初日の11日は献立の作り方，給食の歴史など学校給食全般にわたり熱心に勉強した。

この講習会は，このところ中学校給食に食べ残しが多いなど問題が出ているため，PTA関係者に学校給食の正しい理解を深めてもらい学校給食の円滑な運営を図るねらいで，市教委が計5回にわたり開くもの。受講者は，市内の小学校（16校），中学校（6校）のPTA代表らで，いずれも料理に関しては腕に自信のあるお母さんばかりだ。（7／12神奈川）

### 念願の300万人を突破 平塚七夕まつりの人出

6日から5日間にわたって繰り広げられた平塚の七夕まつりは10日，幕を閉じた。最終日の10日は朝からにわか雨に見舞われたものの，晴れ間をぬってこの日のメイン行事七夕総おどりパレードが行われるなど終日にぎわい，夜までに20万人の人出を記録した。特にことは「梅雨明け宣言、後の七夕まつりとなって初日から人出も快調。最終日までに合計3百万5千人（平塚七夕実行委調べ）と念願の3百万人の大台を突破した。

主催者の平塚七夕まつり実行委の石川京一委員長（平塚市助役）もすべての行事が順調に運びホッとした表情。「不況，不況といわれている割には飾り物もよく，見物に来た人たちには十分満足していただけたのでは…」と相好をくずしている。最終日を除いて4日間は天気に恵まれたこともよかつたようだ。（7／11神奈川）

# シンポジウム〈地方の時代〉を傍聴して

自治研センター事務局

7月14～15日に首都圏地方自治研究会（東京都・埼玉県・神奈川県・横浜市・川崎市）の主催するシンポジウム〈地方の時代〉が、横浜国際会議場で開かれ、傍聴する機会が得られました。

美濃部東京都知事をはじめ畠埼玉県知事、長洲神奈川県知事、横浜市松林助役、伊藤川崎市長らの主催側と、約100名にのぼる各大学や研究機関の学識者が出席し、報導機関や各自治体の職員など100名の傍聴者を含め熱心な討論が2日間にわたって行なわれました。

メインテーマである「地方の時代」を創り出すための6つの分科会からの問題提起、そして自治体側からの提起、それをめぐる討論がありました。分科会は「市民参加」「自治権の可能性」「首都圏への構想」「地域社会・文化」「地域経済」そして「都市と文明」であり、多角的にしかも学際的な議論が続けられ、提出されたレポートだけで一冊の厚い本になるほどのものでした。

いま、地方自治体をとりまく状況が、政治・経済・社会・文化の各角度から見直されはじめ、自治体の任務と役割が増え大きくなっている折でもあり、「これだけの規模の学者・研究者によるシンポジウムは画期的なこと（長洲知事の発言）」といってよいと思われます。

2日間の討論を聞いて、特に印象深く思われたことを特徴的のことにして記しておきます。ひとつは「巨大化した首都圏の問題を解決するためには分権以外にない」という松下圭一法政大学教授の発言であり、東京もひとつの地方としてみるべきだという論旨です。そのためには23区を独立した自治体に、大都市も分割した方がよい、というものです。

次にめだったのは、資源エネルギーに関して「地域エネルギー自立の不能性」と題して従来のハ

ド中心からソフト・パスに転換し、大規模集中型から小規模分散型へ移行するシステムにする、という提言です。核拡散の危険を含む原子力エネルギーを代替とはせず、省エネルギー型・再生可能エネルギー依存へ転換すべきだというものです。また物質循環を中心とした都市社会の循環構造計画についても興味深いものでした。

更に、一般的に自治体の内情が分りすぎると言いくらい部分が多くなる傾向にあるのですが、学問的立場にたった真摯な意見も多くみられました。「憲法論の解釈を改めてみなおし、自治体側の論理を再構築すべきである」として、具体的に条例制定権の確立や条例課税権を強調された北野弘久中大教授、「中央政府に対して地方政府があり、それを総合したものとして国家がある」という阿利莫二法大教授や西尾勝東大教授の討議に全面的な賛同をしたいと考えました。

最後のまとめとして、議長をつとめた辻清明東大名誉教授が「2日間の討議で地方自治が平面像から立体像にうきぼりすることができた。しかし自治体の構造や能力の点についての発言が少なかったのは残念だ」と発言されたことが印象に残りました。また、「市民参加の議論をするのに市民の立場からの参加がないのが残念だ」とする鶴見和子上智大教授の意見をどう今後生かすかが、この種のシンポジウムの課題であろうと感じたところです。

## —シンポジウム議長団—

|         |                    |
|---------|--------------------|
| 磯 村 英 一 | 東洋大学学長             |
| 辻 清 明   | 東京大学名誉教授           |
| 増 田 四 郎 | 一橋大学名誉教授           |
| 大河内 一 夫 | 東京大学名誉教授<br>(当日欠席) |

## 今月の統計から

- ▽ 卸売物価指数 105.5 (50年=100)
  - 〈基準月5月〉 0.3% (前月同比)
  - △2.0% (年同期比)
  
- ▽ 消費者物価指数 123.2 (50年=100)
  - 〈基準月5月〉 0.6% (前月同比)
  - 3.5 (年同期比)
  
- ▽ 労働力人口(基準月4月)
 

|       |         |
|-------|---------|
| 就業者総数 | 5,413万人 |
| 雇用者   | 3,800 " |
| 完全失業者 | 123 "   |
  
- ▽ 賃金(基準月4月)
 

|        |                       |
|--------|-----------------------|
| 全産業    | 178.5千円 (定期給与172.4千円) |
| 製造工業   | 172.2 " (" 160.0千円)   |
| 卸小売業   | 164.2 "               |
| 実質賃金指数 | 81.7 (50年=100)        |
  
- ▽ 國際収支(基準月5月)
 

|                  |            |
|------------------|------------|
| 総合収支(IMFベース)△110 |            |
| 外貨準備高            | 277億900万ドル |
| 輸出総額             | 77億7,800 " |
| 輸入総額             | 71億6,100 " |

## 編集後記

- 暑中お見舞申し上げます。
- 7月3日から東日本(3地連合同)自治研集会に参加。分科会では、住民共闘の弱さを訴える声多数あり。山内先生の「今までの共闘は、支援を求めていたに過ぎない」と言う指摘をかみしめる。
  
- 「住民参加と行政の対応、研究会を再開。民主的地方自治確立をめざし、住民共闘の必要性を確認するため、一步踏み込もう。まずは、夏休みをとて頭を冷やさなくちゃ!」(桜井)
  
- 総会で決められた活動方向にそったものとして、第1回の編集会議を開催、多くの意見をいただいた。「編集委員が責任編集を」という事務局側の要望に編集委員の皆さんから賛成を得ました。この号は新しい編集への暫定号です。次号からは新スタッフの協力を得て内容豊富なものになるでしょう。乞ご期待。
  
- この1カ月は県内・県外の各地を飛びまわり文字どうり席のあたたまるヒマもなかった。そのため、7月号の発刊の遅れたことをおわびします。(上林)

1978年7月25日発行

### 自治研かながわ月報 第13号(1978年7月号)

発行所 神奈川県地方自治研究センター  
 発行人 広田武治 編集人 上林得郎 定価 1部 200円  
 〒231 横浜市中区住吉町2-26 洋服会館3F ☎ 045(662)0743~4  
 振替口座 労働金庫本店 1365-100982 横浜銀行市庁舎支店 317-844970

### 自治研センター会員募集中

#### 会員になるには

1. 誰でも会員になります。
2. 申込書は自治労傘下の各組合、自治労県本部または自治研センター事務局にあります。会費月300円の半年分または1年分をそえてお申しこみください。
3. 申込書がないときは自治労県本部☎045(681)7821、または自治研センター事務局☎045(662)0743へご連絡ください。

#### 会員の特典

1. 自治研センターのこの月報が毎月送られます。
2. 「月刊自治研」（自治労本部自治研推進委員会発行・A5判・120~150ページ定価300円）が毎月無料で購読できます。
3. 自治研センターの資料集が活用できます。